

徳島県教育振興審議会設置条例

(平成六年三月二十八日徳島県条例第二十号)

(設置)

第一条 徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、徳島県の教育の振興に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、徳島県教育振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する順序に従い、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。

2 徳島県産業教育審議会条例（昭和六十年徳島県条例第三十二号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。